

## 第1回 葉山町地域密着型サービス運営委員会次第

開催日： 平成31年1月24日（木）14時30分から

場 所： 葉山町役場 3階 協議会室 2

- 1 会長及び副会長の選任について
- 2 委員会の運営について
- 3 地域密着型サービス運営委員会の役割について
- 4 葉山町の地域密着型サービス事業所の状況について
- 5 次回以降の開催について

### (配布資料)

- 資料1 葉山町地域密着型サービス運営委員会委員名簿
- 資料2 葉山町地域密着型サービス運営委員会規則
- 資料3 葉山町地域密着型サービス運営委員会傍聴要領
- 資料4 地域密着型サービス運営委員会の役割について
- 資料5 葉山町の地域密着型サービス事業所の状況について

## 葉山町地域密着型サービス運営委員会委員名簿

任期：平成 31 年 1 月 24 日～平成 33 年 3 月 31 日

	構 成	氏 名	所 属 機 関
1	規則第 3 条 1 項 4 号 (福祉関係者)	加 藤 智 史	葉山町社会福祉協議会
2	規則第 3 条 1 項 4 号 (福祉関係者)	小 宮 和 子	葉山町民生委員児童委員協議会
3	規則第 3 条 1 項 4 号 (福祉関係者)	猿 田 貴美子	神奈川県鎌倉保健福祉事務所
4	規則第 3 条 1 項 3 号 (保健医療関係者)	二 瓶 東 洋	逗葉医師会
5	規則第 3 条 1 項 3 号 (保健医療関係者)	沼 田 謙一郎	逗葉歯科医師会
6	規則第 3 条 1 項 1 号 (被保険者)	松 本 千 恵	被保険者 (町民公募)
7	規則第 3 条 1 項 1 号 (被保険者)	宮 田 路 子	被保険者 (町民公募)
8	要綱第 3 条 第 2 項 2 号 (知識経験を有する者)	山 本 恵 子	神奈川県立保健福祉大学

(敬称略：五十音順)

葉山町地域密着型サービス運営委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

- (1) 地域密着型サービスの介護報酬及び指定基準の設定に関すること。
- (2) 地域密着型サービスの指定に関すること。
- (3) その他必要と認める事項に関すること。

(委員)

**第3条** 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第4条** 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

**第6条** 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## 葉山町地域密着型サービス運営委員会傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、葉山町地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴者の資格)

第2条 傍聴者は、次に掲げる者とする。

- (1) 町内に在住している者
- (2) 町内に通勤している者

### (傍聴者の決定等)

第3条 傍聴者の定員は、約10人とし、会長が会議の都度、会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。

- 2 傍聴者になることを希望する者は、会議の開催前日までに事務局に申し込むものとする。
- 3 傍聴者になることを希望する者が第1項の定員を超えたときは、申し込み順とするものとする。
- 4 傍聴者には、会長が定めるところにより、会議資料の全部若しくは一部又は審議事項が分かる資料を提供するものとする。

### (委員会の会議を傍聴することができない者)

第4条 次の者は、委員会の会議を傍聴することができない。

- (1) 決定した傍聴者以外の者
- (2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- (3) 銃器その他の危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、その他秩序を乱すおそれがあると認められる者

### (傍聴者が守るべき事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 携帯電話・ポケットベル等の電源は必ず切ること。
- (2) 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等を使用しないこと。
- (3) 静粛を旨とし、意見聴取における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすること等意見聴取の妨げになるような行為をしないこと。
- (4) 新聞又は書籍の類を閲覧しないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) やむを得ない場合を除き、傍聴中、入退席しないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

### (秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

- 2 会長は、前項の指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

### (実施細目)

第7条 この要領に定めのない事項は、会長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成22年1月28日から施行する。

## 地域密着型サービス運営委員会の役割について

### 1 地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは要介護や要支援状態となっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービスとして、平成18年度に創設されました。

### 2 地域密着型サービスの特徴

- (1) 住み慣れた自宅や地域での生活の継続することを目的としているため、原則、居住地の市町村に所在する事業所のサービスを利用することになります。
- (2) 利用者と施設職員がなじみの関係が築けるように小規模な施設となっています。

### 3 地域密着型サービスの種類

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
日中・夜間を通じ、定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護
- (2) 夜間対応型訪問介護  
夜間の定期巡回や通報による訪問介護
- (3) (介護予防) 認知症対応型通所介護  
認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス
- (4) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護  
サービス拠点でのデイサービス・短期間宿泊及び居宅への訪問介護
- (5) 複合型サービス  
訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせ
- (6) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護  
認知症高齢者グループホームへの入居
- (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護  
小規模（定員29人以下）の介護専用型特定施設への入居
- (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームへの入所

### 4 地域密着型サービス運営委員会の役割

介護保険の事業者については、都道府県、政令・中核市が指定・監督を行いますが、そのうち地域密着型サービスについては、事業者指定とともに、指導及び監督についても、事業所所在地の市町村長が行います。

そのため、地域密着型サービス運営委員会では、町独自の地域密着型サービスの介護報酬や厚生労働省令で定める基準に従い定める基準以外の基準を定める場合（厚生労働省令に従うべき基準について町独自の基準を定める場合）や、事業所の指定に関して意見を述べたり、地域密着型サービスの質の確保や運営評価について協議を行います。

今後、新規参入の事業所案件が発生した場合や、既存のサービス事業所の運営評価等のために、委員会を年1回～2回開催する予定です。

## 葉山町の地域密着型サービス事業所の状況について

### 1 町内の地域密着型サービス事業所の設置状況

葉山町内の地域密着型サービス事業所としては、グループホームと呼ばれる（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービス事業所 2 箇所、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 1 箇所、（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 1 箇所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 箇所、地域密着型通所介護事業所 3 箇所あります。

#### 【認知症対応型共同生活介護】

- グループホーム びゃくしんの苑 …… 住所：葉山町長柄 6 2-4  
定員：1 ユニット 9 人
- グループホーム 葉山の里 …… 住所：葉山町長柄 2 5 3-1  
定員：2 ユニット 18 人

#### 【認知症対応型通所介護】

- 葉山オハナ デイサービスセンター …… 住所：葉山町堀内 2 1 8 4-3 0

#### 【小規模多機能型居宅介護支援】

- アンコール葉山小規模多機能型居宅介護事業所 …… 住所：葉山町長柄 2 6 4 番地  
定員：29 人
- 生活リハビリクラブ葉山 小規模多機能型居宅介護み・かーさ  
……住所：葉山町長柄 1 2 7 5-1  
定員：29 人

#### 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 葉山オハナ 24 在宅サポート …… 住所：葉山町堀内 2 1 8 4-3 0

#### 【地域密着型通所介護】

- 葉山グリーンヒルケアセンター …… 住所：葉山町一色 2 4 4 8-6
- アロハオハナ デイサービスセンター …… 住所：葉山町堀内 2 1 8 4-2 9
- デイサービス茶利 …… 住所：葉山町堀内 2 0 1 2

### 2 地域密着型サービス指定について

地域密着型サービスは、原則として事業所所在地の住民のみが利用するものです。

第 7 期介護保険事業計画期間中（平成 30～32 年度中）においては、新たな整備計画はありません。